

## 〈3〉 経済安全保障と知的財産管理

渡部 俊也（東京大学、東京科学大学）

本稿では経済安全保障と知的財産管理の関係について整理を行った。経済安全保障は「戦略的自律性」と「戦略的不可欠性」を確保することが基本施策とされ、日本では近年、サプライチェーン強化や機密情報管理のための法整備が進んでいる。特に「セキュリティクリアランス制度」や「特許非公開制度」などが導入され、技術流出防止が強化された。加えて、営業秘密の漏洩やサイバー攻撃への対策、学術機関における研究管理の重要性が強調されており、今後の経済安全保障戦略において、知的財産の適切な管理が不可欠であることを示した。

### 1. 経済安全保障とは何か

経済安全保障の概念は多義的であるが、政府答弁などで示されている概念を引用すれば「わが国の生存・独立および繁栄を経済面から確保すること」とされ、その基本的施策の概念としては「戦略的自律性」と「戦略的不可欠性」の確保することと整理されている。この際の自律性を確保する具体的な施策としては、我が国産業経済の脆弱（ぜいじゃく）性を解消することであり、不可欠性確保の施策は、現時点あるいは将来的な強みを把握し強化することによって、他国に対する優位性、国際社会に欠かせない存在となるとされている。

このような政策のもと、直近では経済安全保障上、重要な情報へアクセスを国が信頼性を確認した者に

限定する、いわゆる「セキュリティ・クリアランス」制度を定めた「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」が、第213回国会において成立した。本邦においては運用基準の策定が進められており2025年1月31日には運用基準が閣議決定され施行に向けた準備が整った。

これに先立つ令和4年の第208回国会において、経済安全保障推進法が成立しており(1)重要物資の安定的な供給の確保、(2)先端的な重要技術の開発支援(3)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(4)特許出願の非公開の両制度が順次施行されるなど、国際社会において我が国の経済安全保障の強化をはかるための制度整備が進められた。

これらの一連の政策は、昨今の地政学的環境変化を背景にしたものであることに加え、諜報活動に起因する情報流出事案の発生、特定国家に依存した産業構造の脆弱性の露呈、さらに技術のデュアルユース化に伴う国際的な課題認識などに加え、産業界からも国際連携の必要性から特にセキュリティクリアランス制度の必要性が要望されたことを背景として、制度整備が進められてきたものである。

これらの経済安全保障の各施策を実行するうえで、特に戦略的自立性の確保における各局面においては、機密情報の管理や保全、そしてサプライチェーンのリスク管理などの知財管理を伴う。また戦略的不可欠性の確保においても、創出された技術に関する適切な知財管理や技術移転管理が欠かせない。さ

らに中長期的な観点からは、経済安全保障に資する標準化戦略の策定も重要になる。そして経済安全保障分野でのこれらの情報は諜報活動の対象となることから、それらの情報にアクセスする人の管理が求められる。セキュリティクリアランス制度はまさに、政府保有の機密情報にアクセスする者の適正調査と評価を行うものであるが、民間情報においても同様のリスクを想定することが求められている。

本稿では経済安全保障の観点からみて知的財産戦略や管理の考え方について事例を交えて整理を行うことを試みる。

## 2. 戦略的自律性を確保する施策と知財管理

経済安全保障推進法のサプライチェーンの脆弱性に対する施策および基盤インフラに関する施策は戦略的自立性を確保するための施策に位置付けられる。この2つの施策と知的財産管理との関係、特に営業秘密管理との関係について下記に述べる（経済安全保障施策に関しては内閣府ホームページを参照<sup>1)</sup>）。

### ・特定重要物資の安定供給によるサプライチェーン強靱化

医療現場（特に手術の実施）における感染症予防・治療のためには抗菌薬の使用が不可欠であり、その供給が途絶すると、感染症の治療や必要な手術の実施ができなくなる等、国民の生存に直接的かつ重大な影響を及ぼす。特に注射用抗菌薬に多く用いられるβラクタム系抗菌薬は、採算性等の問題から、その原材料のほぼ100%を中国に依存していたが、2019年に製造上のトラブルから中国からの原薬の供給が途絶したことがある。この時は一部の医療機関において、手術を実際に延期したなどの深刻な事例が発生している。このような背景から、安定供給確保のための措置を講ずる措置が必要とされた。

これらの背景から、経済安全保障推進法において重要物資の安定的な供給の確保に関する制度が設けられた。これは国民の生存や経済活動に甚大な影響

のある物資の安定的な供給確保のため、「特定重要物資」を指定した上で、所管大臣の認定を受けた事業者に対する支援を行う制度である。指定された物資としては、先述した抗菌性物質製剤の他、肥料、永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、可燃性天然ガス、重要鉱物、船舶の部品、先端電子部品である。

この際指定された物資の供給に関わる民間事業者は、供給確保計画を作成・提出し、所管大臣の認定を受けることにより、助成金の交付等、一定の支援を受けることが可能となる。具体的には安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による助成金の交付や民間事業者が貸付を受ける金融機関に対する利子補給金の支給や日本政策金融公庫及び指定金融機関を通じた長期・低利の融資が受けられる。

他方認定を受けるためには、重要物資ごとに規定されている取組方針の要件を満たす必要がある。この中には安定供給確保の確実性を担保するため実施体制の構築などに加え、コア技術の技術流出防止措置の実施、具体的にはアクセス管理や従業員や取引先の管理等が明示的に求められている。

これらの政府支援によってコア技術が強化されたとしても、それが流出してしまえば元も子もない。特に特定重要物資を扱う事業者は、諜報活動などのターゲットになりやすいと考えられることから、それらの機密情報の漏洩を防ぐための管理を万全に行うことが求められる。不正競争防止法では、企業等の組織がこのような機密情報を営業秘密として管理していれば、秘密情報が不正に持ち出された場合に民事上・刑事上の措置をとれることから、後述する営業秘密管理の要件を満たして管理が行われる必要がある。加えて、アクセスする人の管理やサプライチェーンの管理なども重要となる。この点についても後述する。

### ・基幹インフラ

経済安全保障推進法における基幹インフラ制度は、重要なインフラ設備が、サイバー攻撃など外部

<sup>1</sup> [https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/)

からの妨害行為に利用されることを防ぐために設けられたもので、特定の基幹インフラ事業者を指定(特定社会基盤事業者)し、特定の重要設備(特定重要設備)について、導入や重要な維持管理等の委託をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度が設けられた。この際、妨害行為を防ぐためのリスク管理措置を講じることが求められる。具体的に基幹インフラ対象分野としては、電気・ガス・石油・水道・鉄道・貨物自動車運送・外航貨物・港湾運送・航空・空港・電気通信・放送・郵便・金融・クレジットカードとなっている。いずれも国民生活や経済活動の基盤となるインフラ事業であり、その役務の安定的な提供に支障が生じた場合に、①国民の生存に支障をきたす事業で代替が困難である、または②国民生活若しくは経済活動に広範囲又は大規模な混乱等が生じ得る事業である場合に本制度によって指定がなされるものである。

当初、港湾運送は経済安全保障推進法の制定時には含まれていなかったが、2023年7月に発生した名古屋港の名古屋港統一ターミナルシステム(NUTS)へのサイバー攻撃により、約3日間にわたり名古屋港のコンテナの搬入・搬出が止まるなど物流が停止する事案が発生したことで、対象分野に加えられたものである。このような背景から特定重要設備の供給者にはリスク低減施策として、情報セキュリティ要件(最新のセキュリティパッチや不正プログラム対策ソフト等)の実装や供給者・導入に携わる者が、設備設置時に不正な変更等を加えることを防止する体制、不正な変更のおそれの原因究明体制の担保などが求められている。

他方これらの基幹インフラに関する機密情報についてはサイバー攻撃に加えて、人を介した諜報活動の対象となっていることも念頭に置く必要がある。例えば2020年にロシア連邦在日通商代表部代表代理が日本の電気通信事業会社の社員から次世代通信システム関連の機密資料を入手していた事件が発覚している。電気通信設備は国民生活を支える基幹インフラであり、これらの情報が常に諜報活動に晒されていることを示す証左となる事件である。これらの事態が現に起きていることを念頭に、基幹インフラの設備等を扱う事業者においても、サイバーセキュリティへの備えに加えて、人を介した機密情報の漏洩を防ぐための管理を行うことが重要である。

また設備の調達に関してはサプライチェーン管理も重要となる。

### 3. 戦略的不可欠性を確保する知財の要因

戦略的不可欠性を確保する施策として特定重要技術の研究開発および特許非公開制度における知財管理について述べる。

#### ・特定重要技術の研究開発(Kプロジェクト)

経済安全保障推進法では、特定重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用を目的とするK Programと称するプロジェクトを指定基金と定めている。対象技術としては、将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術であって、その技術が外部に不当に利用された場合において国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものとされ、自立性を確保することに加え、先端技術開発分野における優位性を確保することで不可欠性を獲得する狙いの施策である。現在、経産省または文科省の実施するプロジェクトとして、海洋領域、宇宙航空領域、サイバー空間、バイオ領域などおよび領域横断分野において、企業や大学が参加する様々なプロジェクトが推進されている。このプログラムでは、研究開発実施者と関係府省を含む政府関係機関等が意見交換を行う場として協議会が設置されている。協議会自身は研究開発のマネジメントを行うものではなく、研究開発を「伴走支援」する枠組みである。その際協議会から提供された情報に守秘義務を課される。守秘義務の対象は「協議会の事務に関して知り得た秘密」であり、研究成果は対象外とされるが、例外的に懸念用途への転用の恐れなどから研究成果を非公開とすべきと要請されることがあるとされている。

すなわちKプロにおける研究成果は公開が原則である。これは研究目標を公開して一般に公募を行い、研究成果の公開が可能な研究を実施しているアメリカ国防総省の機関であるDefense Advanced Research Projects Agency(DARPA)の助成研究と類似の制度と考えてよい。しかし協議会においては研究テーマの背景情報などでの秘匿が求められるた